

# いじめ防止基本方針

高松市立協和中学校

## はじめに

いじめは「どの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる」という認識に立ち、生徒の尊厳が守られ生徒をいじめに向かわせないための未然防止に全ての教職員が取り組むことから始めていく必要がある。

そのためには、学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

上記の文部科学省が示した「いじめの防止に関する基本的な方針」及び「高松市いじめ防止基本方針」をもとに本校においては、ここに定める基本方針に従い、いじめへの対応を組織的に取り組む。

## 第1 いじめ防止等に向けた基本的な方針

### 1 いじめの未然防止

生徒が、安心・安全に学校生活を送ることができるよう、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような学校づくりや集団づくりに努めるとともに、学校教育活動全般を通して生徒の社会性を育み、集団内においてお互いの人格を尊重し合う態度を育成する。

### 2 いじめの早期発見

日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないよう努めるとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有する。

### 3 いじめへの早期対応

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り抜くとともに、教育的配慮を踏まえつつも毅然とした態度で加害生徒を指導する。さらに、教職員全員の共通理解のもと保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携して対応に当たる。

### 4 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、速やかに市教育委員会に報告し、市教育委員会の指導・助言のもとでその事態に対処するとともに再発防止に努める。

### 5 教職員の指導力の向上

全ての教職員のいじめの対応に係る指導力向上を図るため校内研修を行う。また、研修の内容や方法について継続的に研究して改善を図る。

## 第2 いじめ防止等のための組織

本校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、常設の「生徒指導委員会」にて、いじめに関する情報交換や予防的措置について検討を行う。結果によっては「いじめ防止対策委員会」を設置する。構成員は校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、教育相談担当、各学年生徒指導担当、人権・同和教育主任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとする。

いじめ事案発生時には、上記の委員会の構成員に学年主任や当該生徒の担任等を加えた「いじめ対策委員会」を立ち上げ、事実確認や生徒への指導について組織的な対応を行う。

## 第3 本校におけるいじめ防止等のための取り組み

### 1 いじめの未然防止

- (1) 学びから逃避させない授業づくり  
授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、協同学習を取り入れることで、一人ひとりを大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める。
- (2) 人権総合学習を核とした「なかまづくり」の推進  
各教科・特別の教科「道徳」・特別活動の土台となる人権・同和問題学習の実践の場を設定し、体験的な学習や問題解決的な学習を通して、人としての在り方・生き方を追求する生徒の育成に努める。また、教育活動全体で生徒が活躍する場をより多く設定し、他者の役に立っていると感じ取れる機会を提供し、生徒の自己有用感が高められるように努める。
- (3) 情報モラルに関する指導・啓発  
SNS等のインターネットを利用した誹謗・中傷などによるいじめを防止するため、授業や集会の場で情報モラルに関する指導を行うとともに、教育講演会等において、インターネット等の適切な利用について保護者への啓発を行う。また、学校からの配布物等を活用し、保護者や学校運営協議会等の地域住民の協力を得ながら、いじめ防止の取り組みを推進する。

### 2 いじめの早期発見

- (1) 日常の観察と情報共有  
すべての教職員が、生徒の示す小さな変化を見逃さないように努めるとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い情報の共有化を図る。また、「生活記録」等を活用し、日々の学校生活や友人関係等の把握に努める。
- (2) アンケートの実施  
学校生活に関するアンケート調査を定期的実施し、いじめの実態把握に努める。また、「いじめ対策委員会」等でアンケート調査の内容や実施方法についても検討する。調査結果は5年間保存する。
- (3) 教育相談体制の整備  
朝の時間や放課後等を利用し、全生徒を対象とした教員との教育相談を実施する。また、教育相談担当を窓口とし、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーや必要に応じて弁護士・医師等外部専門家との教育相談を推進する。

### 3 いじめへの早期対応

- (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応
  - ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
  - ・ 生徒や保護者からいじめについて相談や訴えがあれば、真摯に傾聴する。
  - ・ 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、直ちに情報を共有する。
  - ・ 「いじめ対策委員会」が中心となり、関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
  - ・ 事実確認の結果は、被害・加害生徒の保護者に連絡する。
  - ・ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、速やかに援助を求める。

(2) いじめられた生徒又はその保護者への支援

- ・ いじめられた生徒から、事実関係の聴き取りを行う。
- ・ 生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーに留意して以後の対応を行う。
- ・ 家庭訪問等により、迅速に保護者に事実関係と今後の対応を伝える。
- ・ 複数の教職員の協力のもと、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。
- ・ いじめられた生徒にとって信頼できる人と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支えていく体制をつくる。
- ・ いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の改善に努める。
- ・ 状況に応じて、市子ども女性相談課や県子ども女性相談センター等の外部専門家の協力を得る。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、適宜必要な支援を行う。

(3) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- ・ いじめたとされる生徒からも事実関係の聴き取りを行う。
- ・ いじめがあったことが確認された場合、組織的な対応でいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ・ 事実関係を聴き取ったら迅速に保護者に連絡し、問題解決に向けて第一義的な責任を有する保護者への協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ・ いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・ いじめた生徒が抱える問題等、いじめの背景に目を向け、当該生徒も安心して学校生活を送ることで、健全な人格の発達ができるように配慮する。
- ・ いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・ いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- ・ 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を醸成する。
- ・ 全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(5) ネット上のいじめへの対応

- ・ ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに関係機関に削除を依頼する。
- ・ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・ 学校の設置者等と連携し、ネット上のトラブルの早期発見に努める。
- ・ 学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求める。

(6) 新型コロナウイルス等の感染症の感染者等に対する差別や偏見の防止

- ・ 新型コロナウイルス等感染症に感染及び接触した生徒への多大な影響や不安感等を教職員が理解し、当該生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら当該生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。また、当該生徒が心配をせずに治療や自宅待機に専念でき、再び登校できる学校・学級環境の構築を図る。

#### 第4 重大事態への対処

いじめにより、生命、身体または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより30日以上欠席することを余儀なくされている疑いがあるような場合の重大な事態を認知した場合は、速やかに市教育委員会への報告を行う。また、市教育委員会の指導下で、事態解決に向けた取り組みを行う場合、学校が把握している情報を市教育委員会に対し適切に提供する。

#### 第5 教職員の指導力の向上

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図る。また、いじめ事案に対する対処方法について、モデルケースを用いた研修を行ったり、いじめを生まない学級集団づくりに関する事例研究を行ったりするなど、いじめに対する教職員のスキルアップを図る。

#### 第6 いじめ防止基本方針に基づく取組の年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成と評価及び改善

いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の項目に位置付ける。その際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、生徒や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえていじめ防止対策委員会が中心となりPDCAサイクルでその改善に取り組む。

#### 附則

この基本方針は令和6年4月1日より施行する。